

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

障害のある人の人権について考えよう！ 人権ポスターキャッチコピーコンテスト

あなたが考えたキャッチコピーがポスターになって、全国の公共機関等に掲示されます。



人 KEN あゆみちゃん

人権イメージキャラクター



人 KEN まもる君

【募集期間】

平成 29 年 8 月 1 日（火）～9 月 1 日（金）

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会は、障害のある人の人権の啓発活動に活用するキャッチコピーを募集します。詳しい募集要項については本紙裏面またはホームページをご覧ください。

【ホームページ URL】：<https://www.libertas.co.jp/jinken/>

2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会を契機に「障害のある人の人権」について考えてみませんか？

のりしろ④（この部分にのりをつけて④と貼り合せてください）

のりしろ②（この部分にのりをつけて②と貼り合せてください）

のりしろ③（この部分にのりをつけて③と貼り合せてください）

のりしろ①（この部分にのりをつけて①と貼り合せてください）

応募 作品 記入 欄	①キャッチコピー（メインコピー、サブコピーを含む） ※必須
	②キャッチコピーの趣旨 ※必須
	③キャッチコピーを素材としたポスターを作成する場合のデザインイメージ ※任意

氏名	ふりがな	年齢 歳	保護者の氏名 (未成年の場合)	ふりがな
住所	〒			
職業			会社名 学校名	
連絡先	自宅電話番号			Eメール
	携帯電話番号			
コンテストを 知ったきっかけ	該当の□を チェックしてください。	<input type="checkbox"/> 法務省ホームページ	<input type="checkbox"/> インターネット広告	<input type="checkbox"/> 雑誌（ ）
		<input type="checkbox"/> チラシ	その他（ ）	

※応募にあたっては、本チラシに必要事項を記入の上、郵送またはFAXで提出してください。
郵送の場合は、のりしろにのりをつけ、3つに折りたたんで、のりしろ①～⑤を順に同じ番号の箇所と貼り合わせ、切手を貼って投函ください

②

①

1 0 2 0 0 8 5

切手を
お貼り
ください

(受取人)

東京都千代田区六番町2番地14
東越六番町ビル2階

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催
人権ポスターキャッチコピーコンテスト事務局 行
(リベルタス・コンサルティング内)

〔人権ポスターキャッチコピーコンテスト応募〕

【差出人住所】

【お名前】

【障害のある人の人権について考えよう！ 人権ポスターキャッチコピーコンテスト 募集要項】

＜趣旨＞

・障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい社会づくりを進めていくためには、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。そこで、障害のある人の人権に関する啓発活動のコンセプトとなるキャッチコピーを広く一般の皆様から募集し、優れた作品は、それを素材としてポスター等を作成し、全国の公共機関等へ配布・掲示するなど、法務省の人権擁護機関の啓発活動の一環として活用します。

＜募集内容＞

・障害のある人の人権に関する啓発活動に使用するキャッチコピー（サブコピーを含む。）※必須
・当該キャッチコピーの趣旨※必須
・当該キャッチコピーを素材としたポスターを作成する場合のデザインイメージを想定している場合は、そのデザインイメージ※任意

＜賞＞

・優れた作品には、賞状及び次の副賞が贈呈されます。

【最優秀作品 / 1 作品】

ASUS ZenPad 8.0 (タブレット端末)



【優秀作品 / 2 作品】

ユニバーサルデザイン等文房具詰め合わせ



※誰でも使いやすいように工夫がされた文房具 17 点
(1 万円相当)の詰め合わせです。

＜著作権の取扱い＞

・入賞作品の著作権は法務省に帰属します。
・入賞者は著作者人格権を行使しないこととします。
・応募作品について著作権等に係る紛争が生じた場合、当省は一切責任を負いません。

＜個人情報の取扱い＞

・応募用紙等に記載された個人情報は、本件コンテストの実施及びポスターの製作の用途以外には使用しません。
・結果発表の際に入賞者の氏名、居住都道府県名、職業を公表することがあります。

⑤

＜応募規定＞

・文字数の制限はありませんが、ポスターのキャッチコピーとして適切な文字数としてください。
・複数作品の応募もできます。1 作品につき1 枚のチラシを用いてください。
・オリジナル作品、未発表作品に限ります。
・第三者の著作権等の権利を侵害していないものである必要があります（第三者の著作権等の権利の侵害が認められる場合、入賞を取り消し、損害賠償を請求することがあります。）
・応募作品は返却しません。
・応募の際には、氏名、住所及び電話番号を明記してください。
・結果発表は、ポスターの発表をもって行います（平成 29 年 12 月又は平成 30 年 1 月予定）。
・応募に係る費用は全て応募者の負担とします。郵送による提出の場合、必要な切手の貼付のないものは受け付けません。
・入賞作品は、ポスターのほか、法務省の人権擁護機関の啓発活動に活用します。
・入賞作品は、その活用において、必要に応じて内容を修正することがあります。
・応募された時点で、募集要項の記載事項に同意したものとみなします。募集要項に違反した場合は、失格となり、入賞を取り消すことがあります。
・本用紙による応募のほか、ホームページ(<https://www.libertas.co.jp/jinken/>)・電子メール(jinken@libertas.co.jp)からの応募も可能です。

③

＜お問い合わせ先＞

人権ポスターキャッチコピーコンテスト事務局（株式会社リベルタス・コンサルティング内）

電話：0120-692-336 FAX：03-3511-2162 メール：jinken@libertas.co.jp

※応募状況、審査内容、審査結果に関する問い合わせについてはお答えできません。

＜参加資格＞

・日本国内在住の個人に限ります。
・個人であれば、コピーライター等のプロフェッショナル、アマチュアを問いません
・年齢は問いません。
・集団、団体等のほか、団体の代表としての個人からの応募は受け付けません。

④



人KENまもる君 人KENあゆみちゃん
人権イメージキャラクター

主催：法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会